

令和6年度 第1回北本市社会教育委員の会議

日 時 令和6年5月30日(木) 午後2時から

会 場 北本市役所 3階 委員会室2

次 第

1 開 会

2 挨拶

3 議 事

- (1) 令和5年度北本市社会教育事業報告について(報告) 【資料1～3】
- (2) 令和6年度北本市社会教育事業計画(案)について(協議) 【資料4】
- (3) 附属機関等委員について(協議) 【資料5】
- (4) 社会教育関係団体への補助金について(協議) 【資料6】
【資料6-2】
【別添資料1】
- (5) 第四次北本市生涯学習推進計画について 【資料7】
- (6) その他

4 閉 会

会 議 資 料

- 【資料1】 令和5年度北本市社会教育事業報告
- 【資料2】 令和5年度市民大学きたもと学苑実績報告
- 【資料3】 令和5年度公民館等・図書館利用状況一覧表
- 【資料4】 令和6年度北本市社会教育事業計画(案)
- 【資料5】 附属機関等委員一覧表
- 【資料6】 社会教育関係団体への補助金について
- 【資料6-2】 北本市社会教育関係団体補助金交付要綱
- 【資料7】 第四次北本市生涯学習推進計画
- 【別添資料1】 社会教育関係団体事業報告・収支決算書等
- 【別添資料2】 令和6年度北本市教育行政の重点施策

令和6年度社会教育委員の会議名簿

令和6年5月1日現在

	役職名等	氏 名	ふりがな	性別	備 考
1		加藤 秀樹	かとう ひでき	男	学校教育(校長会)
2		熊倉 秀幸	くまくら ひでゆき	男	学校教育(教頭会)
3		森川 和代	もりかわ かずよ	女	社会教育(文団連)
4		阪井 栄見子	さかい えみこ	女	社会教育(婦人会)
5		佐野 吉弘	さの よしひろ	男	社会教育
6		樋田 雪江	とよだ ゆきえ	女	社会教育
7		岩田 俊子	いわた としこ	女	社会教育
8		大芦 進	おおあし すすむ	男	社会教育
9		小澤 理絵	おざわ りえ	女	家庭教育
10		大橋 浩	おおはし ひろし	男	学識経験
11		井原 清子	いはら きよこ	女	学識経験
12		大竹 達也	おおたけ たつや	男	学識経験
13		小野 純子	おの じゅんこ	女	学識経験
14	副委員長	大野 弥生子	おおの やえこ	女	学識経験
15		眞下 美佐子	ましも みさこ	女	学識経験

令和5年度 北本市社会教育事業報告

資料 1

※【 】内は「令和5年度北本市教育行政の重点施策」の項目

1 豊かな心と健やかな体の育成

(1) 基本的人権を尊重する教育の推進 【2－(1)】

ア 人権教育推進体制の充実

- ・人権教育推進委員会の開催 令和6年2月27日(火)
- ・堀の内集会所運営委員会の開催 **未実施**
- ・人権教育啓発資料検討委員会の開催

令和5年11月20日(月)・12月18日(月)・令和6年1月11日(木)

イ 社会教育における人権教育の推進

- ・公民館等人権教育研修会の開催(各公民館等)

施設名	開催日	講師	主 題	参加人数
北部公民館	令和5年 6月 2日(金)	関根 トミ子 氏	高齢者の人権	20人
中丸公民館	6月 8日(木)	関根 トミ子 氏	人生をいきいきと過ごすために	22人
南部公民館	6月 8日(木)	尾寄 邦光 氏	益者三友(論語より)	27人
学習センター	6月 9日(金)	笠松 直美 氏	生きがい	26人
東部公民館	6月28日(水)	志賀 周子 氏	高齢者の生きがい	14人
コミュニティセンター	9月 6日(水)	関根 トミ子 氏	高齢者の生きがい	19人
西部公民館	9月20日(水)	和久津 安史 氏	人権を尊重する社会	19人
勤労福祉センター	10月 4日(水)	和久津 安史 氏	人権を尊重する社会 ～人権・同和問題の解決をめざして～	17人
中央公民館	令和6年 2月16日(金)	曾我部 延孝 氏	人権ふりかえり ～あの歌、この歌から人権を考える～	79人
参 加 者 総 数				243人

令和4年度参加者総数206人

・PTA人権教育研修会の開催（市内小・中学校）

PTA	実施日	内 容	参加人数
中丸小	令和5年 10月21日（土）	家庭における人権教育	30人
石戸小	令和5年 6月23日（金）	「子どもの権利 ～こどもまんなか社会ってなあに～」 北本市子どもの権利擁護委員 原田茂喜氏、安ウンギョン氏	20人
南小	令和6年 2月15日（木）	「子どもの人権」	20人
北小	令和5年 6月2日（金）	「自画撮り被害について」 埼玉県警の動画 インターネット視聴	286人
東小	令和6年 2月2日（金）	「子どもの権利 ～こどもまんなか社会ってなあに～」 北本市子どもの権利擁護委員 原田茂喜氏、安ウンギョン氏	17人
宮内中	令和5年 9月13日（水） ～9月19日（火）	「インターネットに個人情報を載せることの危険性」 埼玉県警のHPより動画視聴	204人

・集会所事業の充実

「蒲桜子ども会」「成人・長寿学級」＜合同開催＞

回	日 時	内 容	指導者・協力者
1	令和5年 10月28日（土）	開講式 バルーンアート	講師 バルーン工房まちのふうせんやさん 参加者 16人 その他（教職員・生涯学習課職員） 6人
2	12月 3日（日）	おたのしみ会 ワークショップ （フェルトでつくるクリスマスツリー）	講師 WOOLY 井上 直美 氏 参加者 31人 その他（教職員・生涯学習課職員） 4人
3	令和6年 2月 3日（土）	ふれあい交流「ニュースポーツ」 （ラダーゲッター）	講師 長澤 守 氏 参加者 26人 その他（教職員・生涯学習課職員） 4人
4	3月 2日（土）	閉講式 レクリエーション	講師 眞下 美佐子 氏、遠藤 敦子 氏 参加者 20人 その他（教職員・生涯学習課職員） 6人

(2) 人権啓発活動の推進 【2-（2）】

ア 人権教育啓発資料の刊行

- ・人権文集『じんけん』第50集の発行

令和6年3月1日

※各小中学校全児童生徒に配布

- ・人権教育啓発資料検討委員会を組織して作成

人権教育啓発資料『ふれあい』の発行

令和6年2月1日

※ 北本市人権教育推進委員会広報『けやき』との統合発行

※※『広報きたもと』令和6年2月号と同時配布（市内全戸配布）

イ 人権教育啓発講座の開催

・生涯学習人権講座研修会の開催（6月～11月）

回	実施日	主 題	講 師	参加人数
1	令和5年 6月13日(火)	【同和問題】 「部落史に学ぶ人権問題」 ～差別やいじめと向き合うために～	東日本部落解放研究所 副理事長 吉 田 勉 氏	41人
2	9月 5日(火)	【ヤングケアラー】 ～大人ができること～	聞こえないきょうだいをもつ SODAの会代表 弁護士 藤 木 和 子 氏	41人
3	10月18日(水)	【障がいのある人の人権】 「障害者(主に精神)の理解」	さいたま市精神障害者当事者会 ウィーズ 事務局長 竹 内 政 治 氏	36人
4	11月 7日(火)	【人権全般】 (DVD視聴と協議)	北本市立南小学校 教 頭 須 田 歩 太 氏	37人
参 加 者 総 数				155人

※令和4年度参加者総数167人

2 家庭・地域の教育力の向上

(1) 家庭教育に関する学習機会の充実とPTA活動の推進 【4-(1)】

ア 家庭教育支援事業の充実

・家庭教育セミナー「ハートピア21」 令和5年11月 3日(金・祝)

演 題	講 師	参加人数
「ネットの被害者・加害者にならないために ～命の大切さ、人生の大切さ、あきらめない心～」	タレント スマイリーキクチ 氏	PTA 38人 一 般 43人 合 計 81人

※令和4年度 参加人数 71人

・「子育て講座」の開催

(ア)子育て講演会 令和6年3月8日(金)

演 題	講 師	参加人数
「できないことは少しずつ」 焦らなくても大丈夫 ～少しずつできるように試したい方法～	大野 弥生子 氏 (放課後子ども教室教育活動推進員)	10人

(イ) 就学時健康診断を活用した子育て講座（市内7小学校）

小学校名	日時(令和5年)	主 題	講 師	参加人数
中丸小学校	10月20日(金)	実施なし	—	—
石戸小学校	10月27日(金) 13:00~14:00	子どもの権利を大事にする 子どもとのかかわり方	北本市子どもの権利擁護委員 原田茂喜氏、安ウンギョン氏	28人
南小学校	10月17日(火) 13:00~14:00	子どもの権利を大事にする 子どもとのかかわり方	北本市子どもの権利擁護委員 原田茂喜氏	93人
北小学校	10月23日(金) 13:10~14:10	子どもの権利を大事にする 子どもとのかかわり方	北本市子どもの権利擁護委員 安ウンギョン氏	54人
西小学校	10月25日(水) 13:00~14:00	助 長	黒川 範子 氏	85人
東小学校	10月16日(月) 13:00~14:00	子どもの権利を大事にする 子どもとのかかわり方	北本市子どもの権利擁護委員 原田茂喜氏、安ウンギョン氏	54人
中丸東小学校	10月24日(火) 13:00~14:00	助 長	黒川 範子 氏	29人
参 加 者 総 数				343人

(ウ) 思春期の子どもをもつ親のための子育て講座（市内4中学校：未実施）

イ PTA活動の推進

・PTA家庭教育学級の開催（補助金交付）

PTA	実 施 日	内 容	参加人数
中丸小	令和5年7月25日(火)	風鈴ペイント講習会	27人
	令和5年9月19日(火)	ハロウィンリース講習会	14人
	令和6年1月30日(火)	ジェルキャンドル講習会	9人
石戸小	令和5年12月7日(木)	ヨガ講習	中止
南小	令和5年7月29日(土)	親子いきいき体験教室 (火起こし体験、マシュマロ焼 等)	子供68人 大人58人
東小	令和5年10月19日(木)	学校栄養士による講演会等	21人
	令和6年2月21日(水)	〃	19人

・PTA役員研修会の開催 未実施

(2) 地域の教育推進体制の充実 【4- (2)】

イ 放課後子ども教室事業の推進

北本市放課後子ども総合プラン（学童保育室との交流活動：「共通プログラム」）の取組

中丸小	令和5年12月7日(木)	東小	令和6年1月19日(金)
石戸小	9月20日(水)	中丸東小	2月15日(木)
南小	12月8日(金)		
北小	12月4日(月)		
西小	10月6日(金)		

北本市放課後子ども教室登録児童数（令和5年5月22日現在）

	中丸小	石戸小	南小	北小	西小	東小	中丸東小	合 計
1年	8	8	12	6	26	14	9	83
2年	17	13	20	6	27	17	14	114
3年	3	13	9	4	24	5	9	67
4年	3	6	4	0	6	1	5	25
5年	1	0	2	0	0	0	1	4
6年	1	3	0	0	0	0	0	4
合計	33	43	47	16	83	37	38	297

※令和4年度合計242人

ウ 青少年の健全育成活動の促進

- ・青少年健全育成研修会 令和5年7月5日（水）15:00～16:00

演 題	講 師	参加人数
「インターネット社会と少年犯罪」	鴻巣警察署生活安全課 課長 清水 奈麻子 氏	60名

- ・青少年非行防止街頭キャンペーン活動 令和5年7月5日（水）16:30～17:00
（健全育成研修会と同日開催、北本駅周辺にて）

場 所	内 容	参加人数
北本駅西・東口階段下 （4班に分かれて各階段下にて実施）	○青少年育成市民会議から提供を受けたポケットデ ィッシュ約400個 ○埼玉県青少年課から受領した2種類の啓発リーフ レットの配布	54名

- ・青少年指導委員の巡回指導及び情報交換会議の開催

(ア)原則として毎月第1・3木曜日18:00から巡回指導

(イ)夏季休業中に夏季特別巡回指導の実施

令和5年7月27日（金）19:00～20:00

(ア)(イ)20回実施 延べ167人参加

(ウ)原則として巡回指導を3回実施後の翌週水曜日に情報交換会議

7回実施 延べ78人参加

- ・青少年育成市民会議の活動支援

「ジュニアオープンステージ in きたもと」 令和6年2月4日（日）

舞台参加者延べ 約350人 観覧者延べ 約1200人

- ・青少年ふるさと学習事業の実施

北本市青少年育成市民会議への委託

北本太鼓推進事業、郷土の歌調査・普及事業、桜育成事業

- ・成人式の挙行

令和6年1月7日（日）北本市文化センター 488名出席（出席率74.8%）

アトラクション：北本太鼓かばざくら+成人式実行委員の太鼓演奏

ビデオレター、北本市観光大使・パーマ大佐のトークショー

3 生涯学習・スポーツの振興

(1) 生涯学習による生涯学習のまちづくりの推進 【5- (1)】

ア 生涯学習啓発活動の充実

- ・令和5年度版生涯学習情報誌 令和5年10月発行

ウ 市民大学きたもと学苑の充実→ **資料2**

- ・令和5年度開設講座 175講座 受講者数 1,811人
- ※令和4年度開設講座 185講座 受講者数 1,740人

エ 市役所出前講座の開設

- ・令和5年度市役所出前講座

オ 大学公開講座の開催及び内容の充実

- ・日本薬科大学

公開日	テ ー マ	講 師	参加人数
令和5年 11月20日 (月)	認知症って予防できるの？	教授 松田 佳和 氏	68人
令和6年 2月29日 (木)	お風呂教授が教える究極の入浴術 ～美しく健康な毎日を過ごそう～	特任教授 石川 泰弘 氏	40人

- ・武蔵丘短期大学

実施日	テ ー マ	講 師	参加人数
令和6年 3月 6日 (水)	家庭でできる健康体操 ～365 歩のマーチで楽しく動きましょう～	教授 高橋 琴美 氏	40人

カ 子ども大学きたもとの充実

回	日時	内 容	参加人数
1	令和5年 8月 1日 (火)	仲間づくりゲームに挑戦しよう！	23人
2	令和5年 8月 8日 (火)	暑さを吹き飛ばせ！ 竹で水てっぽう作り	28人
3	令和5年 8月17日 (木)	北本トマトカレーを作ろう	28人
4	令和5年 8月22日 (火)	君も未来の考古学者	28人

キ 国際理解学習・交流事業の推進

- ・国際交流ラウンジ (国際交流ラウンジ委員会へ委託)

(2) 学習・活動施設の整備・運営の充実 【5- (2)】

イ 各種文化事業の充実と展開

(イ) 北本ピアノフェスティバルの開催

第8回きたもとピアノフェスティバル 令和6年3月17日 (日)

出演者 第1部 42組 第2部 10組 来場者数 約580人

(3) 文化芸術活動の推進 【5－(3)】

ア 市民文化祭の開催（北本市文化センターで開催）

- ・展示部門「市民文化祭芸術展」 令和5年10月27日（金）～29日（日）
出品作品：644作品 来場者数：1,238人
- ・発表部門「文化のつどい」 令和5年11月11日（土）・12日（日）・19日（日）
出演団体：48団体 来場者数：2,180人

イ 文化団体等の活動の支援

- ・北本市民囲碁大会の開催 令和5年度実施なし

- ・春の文化講演会の開催 令和6年3月2日（土）

「北里柴三郎博士の偉業」

北里柴三郎記念博物館 医学博士 森 孝之 氏

参加者数100人 （主催：北本市文化団体連合会）

令和5年度市民大学きたもと学苑実績報告

資料2

令和5年度	通年・前期日程	後期日程	合計
受付講座数	115 講座	118 講座	233 講座
開催可能講座数	94 講座	81 講座	175 講座
中止予定講座数	21 講座	37 講座	58 講座
延べ申込人数	1,036 名	891 名	1,927 名
受講者人数	997 名	814 名	1,811 名
市外受講者	152 名	118 名	270 名

受講者 年齢別参加者	通年・前期日程		後期日程		合計	
	人数	比率	人数	比率	人数	比率
0～10歳	6	0.6%	0	0.0%	6	0.3%
11～20歳	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
21～30歳	4	0.4%	1	0.1%	5	0.3%
31～40歳	14	1.4%	5	0.6%	19	1.0%
41～50歳	70	7.0%	33	4.1%	103	5.7%
51～60歳	116	11.6%	102	12.5%	218	12.0%
61～70歳	340	34.1%	266	32.7%	606	33.5%
71～80歳	391	39.2%	336	41.3%	727	40.1%
81歳以上	52	5.2%	67	8.2%	119	6.6%
不明	4	0.4%	4	0.5%	8	0.4%
合 計	997	100.0%	814	100.0%	1,811	100%

受講者性別	通年・前期日程		後期日程		合計	
	人数	比率	人数	比率	人数	比率
男	143	14.3%	94	11.5%	237	13.1%
女	854	85.7%	720	88.5%	1,574	86.9%
合 計	997	100.0%	814	100.0%	1,811	100.0%

公民館等・図書館利用状況一覧

資料 3

(1) 公民館等利用状況

	令和4年度		令和5年度		増減	
	利用件数	利用人数	利用件数	利用人数	利用件数	利用人数
文化センター	6,854	111,401	7,120	126,154	266	14,753
東部公民館	3,062	23,908	3,141	26,165	79	2,257
南部公民館	3,583	34,630	3,609	34,868	26	238
西部公民館	3,965	35,872	3,946	34,421	△ 19	△ 1,451
北部公民館	3,181	29,998	3,107	32,117	△ 74	2,119
中丸公民館	2,768	25,443	2,923	26,968	155	1,525
コミュニティセンター	2,700	37,679	2,724	40,199	24	2,520
勤労福祉センター	1,673	24,228	1,761	25,515	88	1,287
学習センター	2,872	23,935	2,706	23,688	△ 166	△ 247
野外活動センター	3,722	52,035	6,203	68,315	2,481	16,280
合計	34,380	399,129	37,240	438,410	2,860	39,281

(2) 図書館利用状況

	令和4年度		令和5年度		増減	
	利用人数	貸出点数	利用人数	貸出点数	利用人数	貸出点数
中央図書館	77,284	231,011	77,461	227,101	177	△ 3,910
こども図書館	22,438	128,598	22,478	120,919	40	△ 7,679
合計	99,722	359,609	99,939	348,020	217	△ 11,589

令和6年度 北本市社会教育事業計画（案）

令和6年度 北本市教育行政の重点施策	
○基本理念	共に学び 未来を拓く 北本の教育
○6つの基本目標	1 確かな学力と自立する力の育成 2 豊かな心と健やかな体の育成 3 質の高い学校教育の推進 4 家庭・地域の教育力の向上 5 生涯学習とスポーツの支援 6 文化財保護の推進

※【 】内は「令和6年度北本市教育行政の重点施策」別添資料2の項目

2 豊かな心と健やかな体の育成

(1) 基本的人権を尊重する教育の推進 【2-(1)】

ア 人権教育推進体制の充実

- ・人権教育推進委員会の開催
- ・堀の内集会所運営委員会の開催
- ・人権教育啓発資料検討委員会の開催 4回開催予定（11月～12月）

イ 社会教育における人権教育の推進

- ・公民館等人権教育研修会の開催（各公民館等）

施設名	開催日	講師	主 題	参加見込人数
東 部 公 民 館	令和6年6月5日(水)	岡田 勝雄 氏	同和問題の今日に至るまで	20人
中 丸 公 民 館	6月 6日(木)	NPO法人地域教育ネットワーク 笠松 直美 氏	インターネットと人権	30人
南 部 公 民 館	6月13日(木)	人権教育アドバイザー 関根 トミ子 氏	人生をいきいきと楽しもう	30人
学習センター	6月14日(金)	NPO法人地域教育ネットワーク 笠松 直美 氏	人生を楽しく生きるには	28人
北 部 公 民 館	7月 5日(金)	人権教育アドバイザー 関根 トミ子 氏	高齢者の人権	20人
コミュニティセンター	9月 4日(水)	NPO法人地域教育ネットワーク 笠松 直美 氏	自分の人権 ～自分らしい生き方～	20人
西 部 公 民 館	9月11日(水)	人権推進課	人権を尊重する社会	30人
勤労福祉センター	10月16日(水)	人権推進課	男女共同参画社会の実現に向けて	25人
中 央 公 民 館	令和7年2月14日(金)	未定		

・PTA人権教育研修会の開催（市内小・中学校） 未定

・集会所指導事業の充実

「蒲桜子ども会」および「成人・長寿学級」

4回開催予定（10月～3月）

(2) 人権啓発活動の推進 【2-(2)】

ア 人権教育啓発資料の刊行

・人権文集『じんけん』第51集の発行 令和6年12月 ※各小中学校全児童生徒に配布

・人権教育啓発資料検討委員会を組織して作成

北本市人権教育推進委員会広報（人権教育啓発資料）『ふれあい』の発行

令和7年2月 ※『広報きたもと』令和7年2月号と同時配布（市内全戸配布）

イ 人権教育啓発講座の開催

・生涯学習人権講座研修会の開催 4回開催（6月～12月）

回	開催日	人権課題	講 師	会場
1	令和6年 6月18日(火)	ヤングケアラー	聞こえないきょうだいをもつ SODAの会代表 弁護士 藤木 和子 氏	北本市役所
2	9月 3日(火)	人権全般	北本市立中丸東小学校 教 頭 熊倉 秀幸 氏	北本市役所
3	11月 5日(火)	災害時の人権	埼玉県防災士会 理事 防災士 田中 緑 氏	北本市 文化センター
4	12月 3日(火)	同和問題	部落解放正統派埼玉県連合会 書記長 藤崎 昇 氏	北本市役所

4 家庭・地域の教育力の向上

(1) 家庭教育に関する学習機会の充実とPTA活動の推進 【4-(1)】

ア 家庭教育支援事業の充実

・家庭教育講演会「ハートピア21」の開催 令和6年11月30日（土）

講師 G. G. 佐藤 氏（元プロ野球選手）

・「子育て講座」の開催

(ア)（未就学児の保護者対象）子育て講演会 令和7年3月

(イ) 就学時健康診断を活用した子育て講座（市内7小学校） 令和6年10月

小学校名	日 時	主 題	講 師
南小学校	令和6年10月 1日（火）	未定	未定
西小学校	10月 2日（水）		
北小学校	10月 4日（金）		
中丸東小学校	10月 8日（火）		

小学校名	日 時	主 題	講 師
東小学校	10月 9日 (水)	未定	未定
石戸小学校	10月11日 (金)		
中丸小学校	10月25日 (金)		

(ウ) 思春期の子どもをもつ親のための子育て講座 (市内4中学校) 令和7年1月

イ PTA活動の推進

- ・ PTA家庭教育学級の開催 (補助金交付) 未定
- ・ PTA役員研修会の開催 未定

(2) 地域の教育推進体制の充実 【4-(2)】

イ 放課後子ども教室事業の推進 ※「共通プログラム」を年1回開催する。
活動公開の予定あり。

北本市放課後子ども教室登録児童数 (令和6年5月21日現在)

	中丸小	石戸小	南小	北小	西小	東小	中丸東小	合 計
1年	12	10	17	6	18	12	4	79
2年	6	9	9	6	27	12	6	75
3年	7	15	10	1	15	7	8	63
4年	4	9	1	1	16	0	3	34
5年	1	9	0	1	0	0	5	16
6年	0	0	1	0	0	0	0	1
合計	30	52	38	15	76	31	26	268

ウ 青少年の健全育成活動の促進

- ・ 青少年健全育成研修会 令和6年7月3日 (水)

演 題	講 師
「子どもの明るい未来を築くために」	子育てと人権教育研究室 室長 関根 トミ子 氏

- ・ 青少年非行防止街頭キャンペーン活動(健全育成研修会と同日開催、北本駅周辺にて)
令和6年7月3日 (水)
- ・ 青少年指導委員の巡回指導及び情報交換会議の開催
(ア) 原則として毎月第1・3木曜日18:00から巡回指導
(イ) 夏季休業中に夏季特別巡回指導の実施 令和6年7月25日 (木)
(ウ) 原則として毎月第3水曜日に情報交換会議
- ・ 青少年育成市民会議の活動支援

- 「ジュニアオープンステージ in きたもと」 令和7年2月2日（日）
- ・青少年ふるさと学習事業の実施
北本市青少年育成市民会議への委託
- ・成人式の挙行 令和7年1月12日（日）

5 生涯学習とスポーツの支援

(1) 生涯学習による生涯学習のまちづくりの推進 【5-1】

- ア 生涯学習啓発活動の充実
 - ・生涯学習情報誌 9月発行予定
- ウ 市民大学きたもと学苑の充実
令和6年度112講座（通年・前期講座）
- エ 市役所出前講座の開設
 - ・令和6年度市役所出前講座 令和6年5月24日現在 12件実施予定
- オ 大学公開講座の開催及び内容の充実
 - ・日本薬科大学、武蔵丘短期大学 対面で実施予定
- カ 子ども大学きたもとの充実 実施予定
- キ 国際理解学習・交流事業の推進
 - ・国際交流ラウンジ（国際交流ラウンジ委員会へ委託）

(2) 学習・活動施設の整備・運営の充実 【5-2】

- イ 各種文化事業の充実と展開
 - (イ) 北本ピアノフェスティバルの開催
第9回きたもとピアノフェスティバル 令和7年3月6日（日）

(3) 文化芸術活動の推進 【5-3】

- ア 市民文化祭の開催
 - ・展示部門「市民文化祭芸術展」
令和6年10月25日（金）～27日（日） 北本市文化センター
 - ・発表部門「文化のつどい」
令和6年11月9日（土）・10日（日）・24日（日） 北本市文化センター
- イ 文化団体等の活動の支援
 - ・春の文化講演会の開催 令和7年3月（主催：北本市文化団体連合会）

附属機関等委員一覧表

資料 5

令和 6 年度委嘱 (※)

附属機関等の名称	委員名	備 考
北本市立堀の内集会所運営委員会 (1号委員)	大竹 達也	令和6年7月1日～ 令和8年6月30日
北本市人権教育推進委員会	小野 純子	令和6年7月1日～ 令和8年6月30日
北本市民生委員推薦会	大竹 達也	令和6年5月1日～ 令和9年4月30日

令和 5 年度委嘱

附属機関等の名称	委員名	備考
北本市青少年問題協議会	小澤 理絵	令和5年7月1日～ 令和7年6月30日
北本市図書館協議会 (3号委員)	大野 弥生子	令和5年7月1日～ 令和7年6月30日
北本市公共施設等総合管理計画推進 審議会	岩田 俊子	令和5年7月1日～ 令和7年6月30日

令和 4 年度委嘱

附属機関等の名称	委員名	備 考
北本市人権推進審議会	佐藤 豊明	令和5年2月1日～ 令和7年1月31日

社会教育関係団体への補助金について

補助金名称	交付団体名	令和5年度決算収入総額		令和5年度 決算支出総額	令和6年度へ 繰越額	令和6年度 補助金額	備考
		令和5年度 補助金額	令和5年度 繰越額				
社会教育関係団体補助金	北本市婦人会	100,000	226,525	205,112	21,413	100,000	
	北本市PTA連合会	290,000	605,669	406,354	174,646	290,000	返金24,669
	ボーイスカウト北本団中央育成会	220,000	629,591	578,120	51,471	220,000	
	北本市文化団体連合会	220,000	352,929	344,516	8,413	220,000	
青少年育成市民会議補助金	北本市青少年育成市民会議	750,000	963,486	776,244	113,135	750,000	返金74,107

○ 繰越金額については、補助金額の半分以上とするように、各団体に伝達済みです。

○北本市社会教育関係団体補助金交付要綱

令和 6 年 4 月 1 日

北本市社会教育関係団体補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 市内の社会教育発展を図るため、社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 10 条に規定する社会教育関係団体（教育委員会が別に定めるもののうち生涯学習課の所管に属するものをいう。以下同じ。）が行う社会教育に関する事業（教育委員会が別に定めるもののうち生涯学習課に属するものをいう。以下同じ。）に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、北本市補助金等の交付に関する規則（昭和 63 年規則第 19 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業、補助率及び団体)

第 2 条 補助金の交付対象となる事業（「補助対象事業」）、補助率及び団体（「補助対象団体」）は、別表 1 に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、国、県若しくは市の他の制度により補助金の交付を受ける事業又は営利を目的とする事業は、補助金の交付の対象としない。

3 前項の規定にかかわらず、別表 1 に掲げるその他教育委員会が必要と認める事業に係る補助率については、市長が特に認めた場合に限り、補助対象経費の総額の 4 分の 3 以内の率とすることができる。

4 前項に規定する補助率の適用を受けようとする者は、第 8 条の規定による実績報告書の提出を行うときに、補助金等交付決定変更申請書（様式第 1 号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

5 前項の申請書には、変更後の収支内容及び理由を明記した書類その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

6 市長は、第 4 項の規定により補助金等交付決定変更申請書（様式第 1 号）を受けたときは、補助事業の目的及び内容が適正であるかどうか等を調査し、当該補助金額追加申請に係る補助金を交付すべきものと認めたときは、上限の範囲内で速やかに補助金等変更交付決定通知書（様式第 2 号）を当該申請者に通知するものとする。

(補助対象経費)

第 3 条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表 2 に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金等交付申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、事業計画書(様式第4号)その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、補助事業の目的及び内容が適正であるかどうか等を調査し、当該申請に係る補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金等交付決定通知書(様式第5号)を当該申請者に通知するものとする。

(変更等の承認)

第6条 規則第6条の規定により市長の承認を受けようとするときは、補助事業等計画変更中止(廃止)申請書(様式第6号)に変更後の収支が明記された書類を添付して市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 第5条の規定により通知を受けた申請者(以下「補助事業者等」という。)は、補助事業が完了したときは、速やかに補助事業等実績報告書(様式第7号)(以下「実績報告書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前条の規定により実績報告書を受けたときは、その内容を審査し、補助金の額を確定し、補助金確定通知書(様式第8号)を補助事業者に通知するものとする。

(補助金交付の請求)

第8条 前条第2項の規定による確定通知を受けた補助事業者は、補助金の交付の請求をしようとするときは、補助金交付請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、補助事業者は、補助事業の完了前に、補助金の交付を請求することができる。この場合においては、第5条の規定により通知を受けたときに、交付決定額の3分の2の額を限度に、速やかに請求をしなければならない。

3 前項の規定による概算払いの請求を受けたときは、市長はその内容を審査し、適当と認めたときは補助金を交付するものとする。

(補助金の交付精算)

第9条 市長は、前条第1項の規定により補助金の請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

- 2 概算払いをした補助金の額が前項の規定による確定額を超える場合は、市長は、補助事業者に対し、補助金等返還命令書（様式第10号）により、その差額の返還を命ずるものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 市長は、この要綱の施行後3年を目途として、この要綱の状況を勘案し、社会教育関係団体に対する補助金の在り方について、検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

別表1（第2条関係）

補助対象事業	補助率	補助対象団体
(1)青少年健全育成等に関する事業	補助対象経費の総額の2分の1。 ただし、補助金額の上限は、22万円とする。	ボーイスカウト北本団中央育成会
(2)男女共同参画の推進等に関する事業	補助対象経費の総額の2分の1。 ただし、補助金額の上限は、10万円とする。	北本市婦人会
(3)家庭教育の推進等に関する事業	補助対象経費の総額の2分の1。 ただし、補助金額の上限は、29万円とする。	北本市PTA連合会
(4)芸術文化の普及及び啓発、発展に関する事業	補助対象経費の総額の2分の1。 ただし、補助金額の上限は、22万円とする。	北本市文化団体連合会
(5)その他教育委員会が必要と認める事業	補助対象経費の総額の2分の1。 ただし、補助金額の上限は、75万円とする。	北本市青少年育成市民会議

別表2（第3条関係）

補助対象経費	補助対象経費内訳	端数処理
報償費	講師、指導者、出演者、司会、協力者等に対する謝金等	補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。
賞賜金	メダル、記念品等	
旅費	講師、指導者、出演者等の旅費、研修会、大会等の参加に係る旅費	
消耗品費	事務用品や材料費、事業運営に必要な消耗品	
食糧費	会議用お茶、安全対策上必要と思われる水、お茶、スポーツ飲料水	
燃料・光熱水費	事業運営に係る燃料、電気、ガス代等	
修繕費	事業運営に必要な備品、工作物等の修繕費	
印刷製本費	チラシ、ポスター、プログラム、入場券、研修等資料、	

	結果報告書等の印刷、写真の現像代等	
広告宣伝費	新聞折込み、新聞広告、ホームページ、案内板等	
通信運搬費	郵送費等	
保険料	傷害保険、損害賠償保険等、事業運営に伴う保険料	
手数料	振込手数料、事業運営に必要な手数料	
委託費	警備、会場等の設営、受付業務等、事業運営に必要な委託費	
使用料・賃借料	会場使用料及び駐車使用料等、設備、機材等の借上料、土地借上料	
備品購入費	原則として補助金等を充当できない。ただし、事業の実施にあたり、必要不可欠である等、団体の運営及び活動目的に沿った使途範囲に限り対象とする。	
負担金	上部組織への負担金、研修、大会等に係る負担金、下部組織・他団体等への支援事業に係る諸経費	
その他	市長が適当と認めた経費	
備考		
1 補助対象経費の領収書を実績報告に添付すること。		
2 交際費、慶弔費、寄付金、飲酒を伴う懇親会経費、補助団体の役員手当、日当は対象外とする。		
3 備品とは、1品又は1組の見積価格が1万円以上の物品をいう。備品購入するときは、事業計画書（様式第2号）に物品の詳細が明記されている資料を添付すること。		
4 下部組織、他団体への支援事業に係る諸経費を支出したときは、実績報告書及び収支決算を提出させること。		

○北本市社会教育関係補助交付要綱第1条に係る定義

(1)社会教育関係団体の定義

学習・芸術文化など社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とし、その活動を地域文化の向上や生活文化の振興、さらには社会福祉の増進につなげ、自主的な運営をするほか、次に掲げる条件を満たす団体。

(1)社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とし、1年以上活動実績があること。
(2)活動拠点又は事務所が市内にあること。
(3)構成員が5人以上の団体で、構成員の過半数が市内に在住、在勤、又は在学していること。
(4)構成員の名簿を有していること。
(5)規約、会則等を有し、適正な会計処理が行われていること。
(6)会費の徴収等により自主財源を確保し、自立した運営を行っていること。
(7)宗教的活動又は政治的活動を行っていないこと。

以下団体は、社会教育関係団体とみなさない。

※塾や各種教室のように講師が中心となり月謝徴収による活動をしている団体

※会員相互の親睦や交流が目的となっている団体

(2)社会教育に関する事業の定義

技術の習得や教養の向上、生活文化の振興や充実など、地域をよくするために行われる次に掲げる事業。

(1)青少年健全育成に関する事業
(2)男女共同参画の推進等に関する事業
(3)家庭教育の推進等に関する事業
(4)芸術文化の普及及び啓発、発展に関する事業
(5)その他教育委員会が必要と認める事業
(6)公民館活動の推進等に関する事業

第四次北本市生涯学習推進計画

資料 7

令和 6 年 5 月 3 0 日
北 本 市
(令和 6 年 3 月策定)

第四次北本市生涯学習推進計画を策定しました

生涯学習推進計画は「教育基本法第3条」や「社会教育法第12条」に基づき、国、県の計画を参酌し、市町村において定めるよう努めるものとされており、第三次北本市生涯学習推進計画は平成26年度に定め、令和5年度をもって計画期間が終了しました。

つきましては、埼玉県生涯学習推進指針・改訂版（令和5年3月策定）や、第五次北本市総合振興計画 後期基本計画（令和4年3月策定）、第3期北本市教育振興基本計画（令和5年2月策定）を踏まえ、昨年度の北本市教育委員会定例会や北本市社会教育委員の会議でも議案として提出させていただき、ご審議を経て、第四次北本市生涯学習推進計画を令和6年3月に策定しましたので、ご報告いたします。

なお、本計画の計画期間は令和6年度から令和15年度の10年間としており、今後の北本市の生涯学習の拠り所となる計画です。

北本市ホームページで計画をご覧になれます。（第四次北本市生涯学習推進計画）

<https://www.city.kitamoto.lg.jp/soshiki/kyoiku/shogaigaushu/keikaku/1416919006845.html>

現在の位置 | [ホーム](#) > [組織から探す](#) > [教育委員会教育課](#) > [生涯学習課](#) > [計画等](#) > [北本市生涯学習推進計画](#)

北本市生涯学習推進計画

更新日：2024年03月27日

1 北本市生涯学習推進計画とは

北本市の生涯学習に関する考え方や具体的な施策の体系を明らかにして、生涯学習を推進するための基本的な方向性を定める計画です。

2 目的と計画期間

社会変化を踏まえ、一人一人が生涯を通して学習できるように、令和6年度から令和15年度までの10年間における生涯学習推進に関する計画を定め、施策の体系的・計画的な推進を図ります。

 [第四次北本市生涯学習推進計画 \(PDFファイル: 1.5MB\)](#)

[この記事に関するお問い合わせ先](#)

計画等

- [第2期北本市スポーツ推進計画](#)
- [北本市生涯学習推進計画](#)
- [北本市子ども読書活動推進計画](#)
- [北本市文化センター大規模改修 基本計画](#)